

第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会

平成20年10月21日

資料1

# 保育サービスの提供の新しい仕組みについて(1)

# 「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系性、普遍性、連続性の実現

## 《保育サービスの提供の新しい仕組み（公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム）》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準（「保育に欠ける」要件の見直し）
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み（保育の必要度が高い子どもの利用確保等）
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

（ ※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場 ）

## 《放課後児童対策の仕組み》

## 《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障  
《保育サービスの「質」の維持・向上》  
・ 保育の役割拡大に応じた検討  
・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた  
取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担  
・ 地方負担のあり方（不適切な地域格差が生じない）  
・ 事業主負担（給付・サービスの目的等を考慮）  
・ 利用者負担のあり方（低所得者に配慮）

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性